

商工センター地区活性化検討会開催要綱

(目的)

第1条 商工センター地区内の組合等とまちづくりに関する諸課題を共有しつつ、その将来像を見据えた施策の検討を行うため、「商工センター地区活性化検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(意見交換)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 商工センター地区の活性化に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会の構成員は、16名程度とする。

(座長等)

第4条 検討会に、構成員の互選により座長1名を置く。

- 2 座長は、検討会を進行する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、市長が必要と認めるときに開催し、座長が議長となる。

- 2 検討会は、公開で行うこととする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 座長は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、経済観光局経済企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。